

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第13号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常態として非常勤職員の養育する子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する<u>里親</u>であって、<u>養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは同条第2項に規定する養育里親であるもの</u>（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p>	<p>（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常態として非常勤職員の養育する子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する<u>養子縁組里親</u>（以下「<u>養子縁組里親</u>」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>養子縁組里親</u>として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="257 260 409 288">ア～エ 略</p> <p data-bbox="199 304 546 336">様式第1号（第2条関係）</p> <p data-bbox="517 352 786 381">育児休業承認請求書</p> <div data-bbox="232 395 1106 437" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="237 448 1102 719">（注） 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p data-bbox="353 858 499 887">2～8 略</p> <p data-bbox="199 903 546 935">様式第4号（第7条関係）</p> <p data-bbox="472 951 831 979">育児短時間勤務承認請求書</p> <div data-bbox="232 994 1106 1035" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="237 1046 1102 1278">（注） 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p>	<p data-bbox="1184 260 1337 288">ア～エ 略</p> <p data-bbox="1128 304 1476 336">様式第1号（第2条関係）</p> <p data-bbox="1435 352 1704 381">育児休業承認請求書</p> <div data-bbox="1162 395 2036 437" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="1167 448 2036 839">（注） 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は<u>養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、住民票謄本等のいずれか</u>）を添付すること（写しでも可）。</p> <p data-bbox="1283 858 1429 887">2～8 略</p> <p data-bbox="1128 903 1476 935">様式第4号（第7条関係）</p> <p data-bbox="1391 951 1749 979">育児短時間勤務承認請求書</p> <div data-bbox="1162 994 2036 1035" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="1167 1046 2036 1358">（注） 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は<u>養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、住民票謄本等のい</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">2～6 略 様式第5号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表） 部分休業承認請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>（注） 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p style="text-align: center;">2～4 略</p>	<p style="text-align: center;">ずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p style="text-align: center;">2～6 略 様式第5号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表） 部分休業承認請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>（注） 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は<u>養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書</u>、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。</p> <p style="text-align: center;">2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。